

産後ケア事業のご案内



「赤ちゃんのお乳、足りているかな？心配」「十分休めず身体が辛い」
「沐浴や授乳など赤ちゃんのお世話ができるかな」
「一生懸命しているのに上手くいかない。気持ちが落ち込んでしまう」
「産後に手伝ってくれる人がいない…」 など思うことはありませんか？
そのような時、専門のスタッフがいる施設で、退院後の心身のケアや育児サポートを受けることができるのが【産後ケア事業】です。
安心して子育てできるよう、ぜひ産後ケア事業をご利用下さい。

産後ケア事業とは

矢掛町が委託した産婦人科や助産院で産後の相談や指導を受けることができます。ケアの種類が選択でき、他のケアとの併用も可能です。

- 【宿泊型ケア内容】
- ☆ 身体のサポート：お母さんの健康管理、乳房ケア等
 - ☆ 気持ちのサポート：お母さんの心の休養、産後の生活アドバイス等
 - ☆ 育児のサポート：授乳・沐浴方法等、お子さんの発育チェックや育児相談等

【日帰り型ケア】 ☞ 宿泊型ケアと同じ内容を日帰りで受けることができます。

【母乳ケア（外来）内容】 授乳アドバイス（乳房マッサージ含む）、カウンセリング等

利用できる方

矢掛町に住所があるお母さんとお子さんで、産後1年（流産又は死産を含む）未満かつ医療行為を必要としない、下記のいずれかに該当する方

- ・ 出産後の体調の回復に不安がある方
- ・ 育児に不安があり、授乳や赤ちゃんの世話などの指導を希望する方
- ・ 産後の休養、栄養、乳房のケアなどに不安のある方
- ・ 産後の育児支援者の協力を得ることが難しい方



対象期間

出産後から産後1年未満

利用方法

利用を希望される場合は、事前にこどもみらい課に申請してください。
(来庁が困難な場合には、まず電話でお問い合わせください)

※事前に申請のない場合には全額自己負担で受けていただきます。

- ① 利用する前に希望する施設に連絡し、利用予定日を仮予約する。
- ② こどもみらい課に矢掛町産後ケア事業利用申請を行い、利用券の交付を受ける。
(矢掛町産後ケア事業利用申請書の提出、またはQRコードから利用申請を行うことができます。)
- ③ 利用する施設に利用承諾通知書兼利用券を提示し、利用を開始する。



※宿泊型ケアを連泊以外で利用する場合、その都度申請が必要になります。
母乳ケア・日帰り型ケアの場合は、初回の申請のみで利用券を使えます。

自己負担額

※利用したサービスの総額から下表の町の助成額を差し引いた額の自己負担が必要になります。

サービス内容	宿泊型ケア（1回1泊）	日帰り型ケア	母乳ケア（外来）
町からの助成額（1回あたり）	15,000円	7,000円	3,000円
ケア毎の利用上限	3回まで	なし	なし
利用上限(※)	計6回まで		

宿泊型ケアを〇泊、母乳ケアを〇回というように、2つのサービスを併用して利用することができます。

利用できる施設

施設名 電話番号	所在地	利用料(参考)		
		宿泊型ケア	日帰り型ケア	母乳ケア(外来)
かねこ助産院 ☎086-456-8722	倉敷市広江 8-18-1	25,000円	12,000円 (昼食付)	初回 5,000円 以降 3,000円
くにさだ助産院 ☎0865-69-5707	笠岡市新賀 3310	20,000円	15,000円 (昼食付)	初回 5,000円 以降 4,000円
たんぼぼ助産院 ☎086-436-1980	倉敷市中帯江 24-11	25,000円	12,000円 (昼食付)	初回 5,500円 以降 3,500円
花田助産院 (母乳ケアのみ) ☎086-698-6030	倉敷市真備町 川辺 98-1			初回 5,000円程度 以降 3,000円～ 3,500円程度

※上記の利用料から町の助成額を差し引いたものが自己負担額となります。

※宿泊型ケアの料金については、別途、食事代や部屋代等が必要な場合があります。

きょうだい児の宿泊については、直接医院・助産院にご相談ください。



☆お問い合わせ先☆

矢掛町役場こどもみらい課 ☎(0866)82-1060

月～金曜：8時30分～17時15分まで(祝日・年末年始を除く)